

経営革新計画の承認について

資料提供
令和7年6月30日
課名：経営革新課
担当者：和田
内線：3460
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和7年6月に5件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,074件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和7年6月に承認した経営革新計画

申請者所在地	設立	資本金(千円)	従業員(人)	業種	経営革新計画のテーマ
<small>なかほら こうた</small> 中原 幸太（中原観光農園） 豊田郡大崎上島町中野	—	—	5	農業	広島県初の柑橘農園による有機柑橘果汁及びピールの製造販売
株式会社三宅工業 東広島市福富町	平成29年	5,000	13	金属製品製造業	メンテナンス箇所の事前把握による徹底したプラントメンテナンスサービス
有限会社創友 安芸高田市甲田町	平成8年	3,000	3	職別工事業（設備工事業を除く）	広島県北初の焼付塗装による販路拡大と経営安定化
株式会社アイドゥーパートナー 広島市安佐南区伴南	平成27年	10,000	5	機械器具卸売業	エンジン周り等の特殊洗浄工程の内製化
<small>あだち しんご</small> 足立 真悟（あだち歯科医院） 広島市東区牛田新町	—	—	8	医療業	K7システムによる顎機能の可視化と生理的顎位に基づく補綴治療の革新

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

（※）特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。